

寄付金等取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人ピースボート災害支援センター（以下、この法人という。）が受領する寄付金等に関して必要な事項を定めることにより、この法人の寄付金等取扱い事務の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。この法人が受領する寄付金の種類は、次の各号に区分する。

- (1) 一般寄付金 個人または団体から使途を特定されずに受領する寄付金
 - (2) 特定目的寄付金 使途を特定して、個人または団体から受領する寄付金
- 2 この規程における寄付金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含む。

(一般寄付金等の募集及び使途)

第3条 この法人は、常時一般寄付金を募ることができる。

- 2 一般寄付金は、この法人の定款第4条の公益目的事業に使用するほか、事業遂行に必要な管理費に充当する。

(特定目的寄付金等の募集及び使途)

第4条 この法人は常時特定目的寄付金を募ることができる。

- 2 特定寄付金は適正な募集経費を控除した残額の総額を、定款第4条の公益目的事業の全部又は一部に使用することとして資金使途を定めなければならない。この場合、適正な募集経費は募集総額の30%以下でなければならない。
- 3 マンスリーサポーター（災害支援サポーター、フーバーサポーター等）その他会費及びふるさと納税交付金は前条3条の規定に従って使用するものとする。

(金銭以外の寄付金)

第5条 金銭以外の寄付金については、寄付者に説明した寄付の使途の範囲内で、この法人が自ら使用するほか、換価等の処分の上、必要経費を控除した残額を前3条または4条に従って使用するものとする。

(遺贈及び相続財産からの寄付)

第6条 寄付者からの遺贈及び相続財産からの寄付、信託や生命保険の仕組みを利用した寄付についても、本規程を準用する。

- 2 遺贈または相続財産からの寄付を受け入れるにあたっては、弁護士や税理士等の専門家に適宜助言を求め、遺贈者または寄付者の想いの実現を図るべく、円滑な受け入れができるよう努める。

(受領書等の送付)

第7条 この法人が寄付金等を受領したときは、遅滞なく、礼状（受領書）または領収書を、寄付者またはその承継人へ送付するものとする。ただし、金融機関等を通じて受領する場合には、金融機関等が発行する振込み受付書もしくは預金通帳に記載される振込み履歴をもってこれに代えることができる。なお寄付者もしくはその承継人の氏名、名称、所在等が客観的な記録等から確認できない場合、または寄付者もしくはその承継人が特段の意思を表明したときはこの限りでない。

- 2 前項の受領書には、寄付金額およびその受領年月日を記載する。

(寄付結果の報告)

第8条 寄付金による使途結果等を寄付者に報告するものとする。ただし、この法人のホームページ上への公開に代えることができる。

(寄付金等の受入の制限および辞退)

第9条 この法人は、寄付金等が次の各号に掲げるいずれかに該当するとき、またはそのおそれがある場合には、その受入を辞退し寄付者またはその承継人に対して、受領した寄付金等を返還することができる。

- (1) 法令または定款に抵触するとき
- (2) 寄付者が使途を指定して行った寄付に関し、その使途が定款に定めるこの法人の目的の達成に資するものでないとき
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、当法人の業務の遂行上支障があると認められるもの及びこの法人が受け入れるには社会通念上不相当と認められる場合

(情報公開)

第10条 当法人が受領する寄付金については、当法人の定款第43条および情報公開規程に従って、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

(個人情報保護)

第11条 寄付者及びその承継人に係る個人情報は、この法人が別途定める個人情報保護方針に基づき、適切に取得、管理及び利用する。

(その他)

第12条 本規程に定めるもののほか、本規程の実施に必要な事項は、別に理事会において定める。

(本規程の改廃)

第13条 本規程の改廃については、理事会で決議する。

(附則)

この規程は、2023年6月27日から施行する。

この規程は、2025年4月1日から改定する。

この規程は、2026年4月1日から改定する。